

ファミリー農園の利用案内

ファミリー農園は、区民の皆様に野菜づくりを通して、土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深め、あわせて農地の保全と緑地空間の確保を図ることを目的としております。

しかしながら、近年、隣接区画利用者とのトラブル、近隣住民とのトラブルが起こることがあります。ファミリー農園を楽しくご利用いただくために、この「ファミリー農園の利用案内」をよく読んで、お互いにルールを守って、気持ちよく農園を利用ができるようにご協力をお願いします。

また、農園はいずれも住宅地内にあります。近隣の方々のご理解がなければ、農園を運営していくことはできません。地域の環境や景観を損なうことのないよう注意してご利用ください。

■利用を始めるにあたり

1. 利用できる方

- (1) 利用を承認された方と同一世帯の家族
- (2) 利用を承認された団体の構成員

2. 利用期間

利用承認書に記載されたとおり

※但し、区民農園は区が土地所有者と使用貸借契約を結び無償で土地をお借りして運営しております。このため、土地所有者からやむを得ない事情により土地返還の申し出があった場合、利用期間の途中であっても農園を廃止することがあります。その場合、以後の利用はできなくなりますので予めご了承ください。また、代替地の提供もありませんので、ご承知おきください。

3. 利用時間

「日の出」から「日の入」まで

※なお、早朝の利用（特に夏季）は、話し声や道具などの物音が近隣の迷惑となり、苦情が多発しておりますので、十分にご注意ください。

■施設等の使い方について

農機具（クワ、レイキ、スコップ、ジョーロ）は、皆様の共用物ですので大切にしてください。使用後は土をよく落としてからしまってください。ケガのないよう、取り扱いにはご注意ください。

■ゴミについて

農園にゴミ置き場はありません。必ず各自でお持ち帰りください。通路や近隣施設等への投棄は絶対におやめください。ゴミの減量にご協力をお願いします。

■区画の使い方について

- 1. 種、苗、肥料、園芸資材は、利用者の負担となります。
- 2. 樹木等を植えたり、耕作以外の目的に利用することはできません。
- 3. トウモロコシ、ひまわりなど丈の高くなるものは、周囲の区画の日照を妨げないよう、

区画の中心に植えてください。

※目安として 2m を超える背丈の作物や仕立て方に関しては、周囲の方のご利用を鑑み、伐採、抜根、撤去をご依頼することがございます。あらかじめご了承ください。

4. 葉やつるが、隣接区画に侵入しないよう、心がけてください。
5. 有機肥料等を使用する場合は、異臭を生じないよう、ご注意ください。
6. 区画内や通路に雑草を繁茂させると周囲の区画や次の利用に悪影響を与えます。特に夏場は注意してまめに除草してください。
7. 区画外周を囲むロープと防草シートの間は、誤って皆様の野菜や花を抜いてしまう危険がありますので、利用者様において処理していただきますよう、お願いいたします。

■農薬の使用にあたって

1. 病虫害や被害の早期発見に努め、定期的に農薬を散布するのではなく、状況に応じた適切な防除を行ってください。
2. 病虫害に強い品種の選定や、害虫の捕殺等によりできるだけ農薬使用の回数及び量を削減してください。
3. 農薬を使用する場合は、国に登録された農薬を使用方法・使用上の注意事項を守って使用してください。
4. 農薬を散布する前に、近隣区画の方等にお知らせするなどできるだけ了解を得てください。
5. 農薬散布は、風がないこと、周囲に人のいないことを確認し、農薬の飛散防止にできるだけ注意してください。
6. 農薬の使用日・種類・使用量等を記帳しておいてください。

■利用が終わってから

利用期間が終了したときや利用を辞めるときは、作物や資材を片付けて区画を原状に戻してください。また、片付けた際に発生した作物や資材は必ずお持ち帰りください。

■損害賠償

農園の施設をき損、又は滅失した場合、損害額を賠償していただくことがあります。

■栽培物の損害

天災、盗難及び病虫害等による栽培物・園芸資材の損害に対し、世田谷区及び(株)マイファームは一切の責任を負いません。

■利用者間のトラブルについて

利用者間のトラブルに対し、世田谷区及び(株)マイファームは一切関与致しません。

■禁止事項（根拠法令：世田谷区立区民農園条例（以下「条例」という。）

世田谷区立区民農園条例施行規則（以下「規則」という。）

1. 農園内で栽培したものを販売するなど、営利を目的として利用すること。（条例第6条2項）
2. 農園を利用する権利を他人に譲渡したり、転貸すること。（条例第14条）
3. 土地の形質を変更したり、工作物を設置すること。（規則第17条1号）
4. 利用承認を受けた場所以外の場所を使用すること。（規則第17条2号）
5. 農園内で火気を使用すること。（規則第17条3号）
6. 区画外に耕作資材を置いたり、塀や柵へ物を建て掛けること。（規則第17条4号）
7. 自動車で通園すること。（規則第17条4号）
8. ホースを使って散水すること。（規則第17条4号）
9. 農園内で飲酒すること。（規則第17条4号）
10. その他、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為をすること。（規則第17条4号）
11. 区画を一定期間（4～10月は1か月程度、10月～3月は3か月程度）放置すること。（規則第17条4号）

※放置により他の利用者の迷惑となる場合、許可なく除草等区画内の管理を行うことがございます。予めご了承ください。

※連絡がつかず、放置期間が1か月以上続く場合、区画管理のため防草シート等を張り対応いたします。予めご了承ください。

※途中で耕作できなくなった場合は、(株)マイファームまでご連絡ください。

上記項目を含む条例又は規則の規定に違反した場合は利用の承認を取り消し、または利用を制限することがございます。

■使用料、還付・不還付基準

条例第13条で「既に納付した使用料は還付しない。ただし、区長は相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することが出来る。」となっています。

自己都合により利用を辞めるときは、使用料を還付しませんのでご注意ください。

なお、次の場合にのみ還付ができます。

- (1) 農園が途中で閉園になったとき。
- (2) 世田谷区から転出し、世田谷区民でなくなったとき。
- (3) 専ら耕作に従事していた人が死亡または疾病等により、適正な管理ができなくなったとき。（医師の診断書等事実が確認できる書類及び申出書添付）
- (4) 天災等の理由により長期にわたって農園の利用ができないと判断されたとき。

※(2)(3)については、届出が必要になります。(株)マイファームへお問合せください。

■その他

区画表示、ロープの破損等、お気づきの点がありましたら、(株)マイファームまでご連絡ください。

連絡先 (株)マイファーム

電話：0120-975-257

メールアドレス：setagayafamilynouen@myfarm.co.jp

（月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで。年末年始を除く）